

子どもの医療費助成

(小児特別医療費助成制度)

令和6年4月1日から
18歳以下の医療費が
無料になります!

※18歳に達する3月31日までの方が対象です。

子どもの 医療費 助成とは?

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の自己負担分を本人に代わり、県と市町村で負担する制度です。

県内の医療機関で、受給資格証を保険証と一緒に提示して受診すると、窓口負担がなくなります。

(院外薬局での薬代も無料です!)

ただし、非紹介加算などの保険外診療、入院時の食事療養標準負担額は除きます。

保護者の皆様へ

●新しい小児特別医療費受給資格証 (青色の資格証)について

既に小児特別医療費の受給資格証をお持ちの方には、お住まいの市町村から新しい受給資格証が送付されます。(申請手続きは必要ありません。)

新しい受給資格証は、令和6年4月1日以降にお使いください。

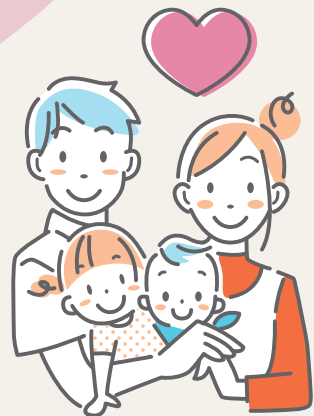
※鳥取県外の医療機関を受診する場合は、医療機関に保険負担分をお支払いいただいた後に、市町村から助成されます。手続きについては、お住まいの市町村へご確認ください。

●重度心身等の資格をお持ちの方

小児特別医療費が無料になることに伴い、資格を「重度心身等」から「小児」に切り替える場合は、申請手続きが必要です。お住まいの市町村からお知らせがありますので、それに従い手続きを行ってください。

(学校・保育所等でケガをした場合)

学校・保育所等でケガをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されます。この災害共済給付制度の対象となる場合は、小児特別医療費助成制度(青色の特別医療費受給資格証)は使えません。詳しくは、裏面をご覧ください。



地域みんなで子育て応援!

シン・子育て王国とっとり

詳しくは...

鳥取県子ども家庭部家庭支援課 (0857-26-7572)

または、お住まいの市町村担当 まで(裏面参照)

夜間や休日の受診には

- 夜間や休日に開いている救急医療機関は、緊急な処置が必要な重症患者の受け入れを目的としています。また、令和6年4月から医師の時間外労働を規制する「医師の働き方改革」がスタートします。緊急性の低い軽症にも関わらず、「日中は仕事がある」「日中医療機関に行くと長く待たされる」等により受診されると、医師に過重な負担をかけるとともに、真に救急医療が必要な患者さんへの対応に支障をきたすおそれがあります。
- 地域の小児医療を守るため、通常の診療時間内での受診にご協力いただくとともに、健診や予防接種などで受診するかかりつけの小児科医に、普段から心配なことは相談しておきましょう。
- また、判断に迷った場合は「小児救急ハンドブック」や「とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）」をご利用いただきますようお願いいたします。

●「小児救急ハンドブック」をご活用ください。

小児救急ハンドブックは、休日や夜間などの通常の診療時間外に発症した病気について、家で様子をみてもよいか？小児救急対応医療機関を受診した方がよいか？などの判断の目安として活用いただけます。是非、ご利用ください。（対象年齢：生後1ヶ月～6歳くらい）



「小児救急ハンドブック」は、とりネットをご覧ください。

詳しくはこちら



〈公式サイト〉

※このハンドブックは、お子さんが病気をしたときの判断の目安となるものです。「様子をみる」とある症状でも、状態が悪化するようであれば、速やかに小児救急対応医療機関を受診してください。

●「とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）」をご活用ください。

「とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）」は、急な病気やケガをした時、救急車を呼ぶか、医療機関を受診すべきかなど迷った際に、医師又は看護師に電話で相談し、傷病の緊急性の有無や救急車要請の要否の助言、応急手当の方法等のアドバイスを受けることができるサービスです。



〈公式サイト〉

子どもの方

- 名 称 とっとり子ども救急ダイヤル
- 対 象 者 概ね15歳未満の子ども
- 電話番号 **#8000**
(ダイヤル回線・IP電話の場合は**0857-26-8990**)
- 受付時間 平 日：午後7時～翌日午前8時
土日祝日：午前8時～翌日午前8時（24時間）
令和6年度から平日も24時間に拡充予定

●独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の優先活用について

学校・保育所等の管理下で生じたケガなどで医療機関を受診する場合、小児特別医療費助成制度（青色の特別医療費受給資格証）ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）の災害共済給付制度（学校、保育所等で加入している災害共済給付制度です。）を活用してください。災害給付制度の手続きについては、学校・保育所等へお問い合わせください。

- ①学校管理下においてのケガ等で受診をする
- ②療養に要する医療費の総額が、5,000円（窓口負担額1,500円※）を超える
※保険診療の一部負担金である3割相当額（未就学児の場合は2割相当額1,000円）

①及び②を満たす場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。

・医療機関窓口には、学校管理下のケガ等であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金である「3割相当額（未就学児の場合は2割相当額）」をお支払いください。

・医療機関窓口でお支払いいただいた保険診療の一部負担金につきましては、後日、学校を通じて日本スポーツ振興センターより見舞金（総医療費の1割相当額）が加算され、給付金が支給されます。

（例）医療費総額5,000円で窓口負担1,500円の場合 → 負担額分の1,500円に、見舞金500円を加算した合計2,000円が支給されます。

※お子さまが学校管理下での負傷などにより、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、医療機関窓口にて、特別医療費受給資格証は使用されないようにお願いします。

○各市町村お問い合わせ窓口

市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
鳥取市	保険年金課	0857-30-8223	北栄町	健康推進課	0858-37-5867
米子市	保険年金課	0859-23-5123	琴浦町	すこやか健康課	0858-52-1707
倉吉市	保険年金課	0858-22-8151	南部町	健康福祉課	0859-66-5524
境港市	市民課	0859-47-1035	伯耆町	健康対策課	0859-68-5536
岩美町	住民生活課	0857-73-1415	日吉津村	福祉保健課	0859-27-5952
八頭町	町民課	0858-76-0205	大山町	福祉介護課	0859-54-5207
若桜町	町民課	0858-82-2233	日南町	住民課	0859-82-1112
智頭町	福祉課	0858-75-4102	日野町	健康福祉課	0859-72-0334
湯梨浜町	健康推進課	0858-35-5372	江府町	住民生活課	0859-75-3223
三朝町	福祉課	0858-43-3520			

（令和5年12月 時点）